

国土交通本省  
同時発表令和5年2月1日  
中部地方整備局

くもずがわ なかむらがわ  
**雲出川水系中村川等の特定都市河川指定に向けて**

**流域の自治体等への意見聴取を実施します****～中部地方 直轄河川 初 となる指定手続きに着手～**

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雲出川水系中村川等の特定都市河川指定に向けた関係者<sup>※</sup>への事前の意見聴取を実施します。

※雲出川水系中村川等の流域をその区域に含む三重県及び県内の津市、松阪市の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川雲出川水系中村川、波瀬川等の計8河川の流域をその区域に含む三重県及び津市、松阪市の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。
- なお、同日付けで三重県が管理する雲出川水系赤川（1河川）においても、法第3条第9項の規定に基づき、特定都市河川の指定に向けた流域の自治体への意見聴取の手続が三重県知事から開始されております。

## 1. 添付資料

- 別紙1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 雲出川水系中村川、波瀬川等の概要
- 別紙3 （三重県発表資料）雲出川水系赤川の特定都市河川指定に向けて流域の自治体への意見聴取を実施します。

## 2. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

## 3. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 TEL：(052)-953-3148（代表）  
課長 武田 正太郎（たけだ しょうたろう）（内線 3611）  
課長補佐 中村 一郎（なかむら いちろう）（内線 3612）

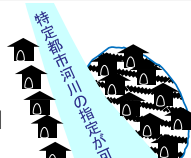
### 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

### 特定都市河川の指定対象

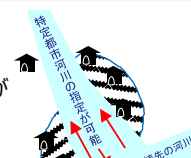
**市街化の進展**

市街化の進展が著しく、**家屋連坦等により河道拡幅が困難な河川**




**自然的条件等**

本川からのバックウォーターや接続先の河川への**排水制限**が想定される河川



**狭窄部、景勝地の保護等**

のため河道整備が困難又は**海面潮位等の影響**により排水が困難な河川



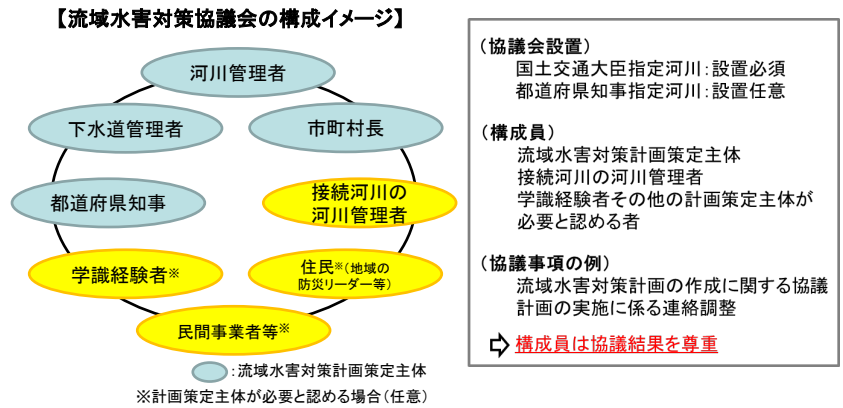
### 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

**関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践**



### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設
  - 対象: 民間事業者等
  - 規模要件:  $\geq 30\text{m}^3$  (条例で0.1～ $30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能)
- 国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる
  - 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

$100\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

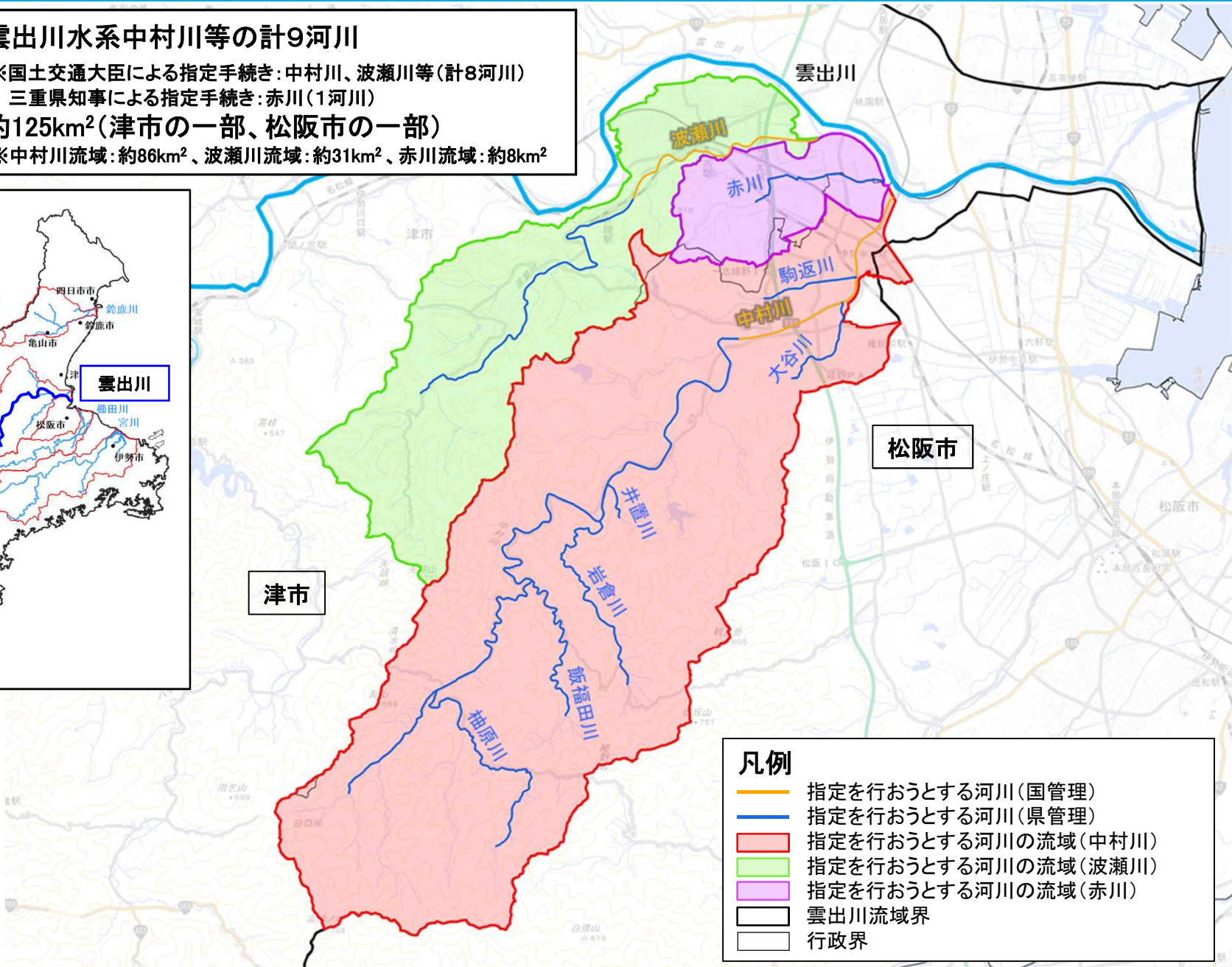


貯留機能を有する土地のイメージ



# 雲出川水系中村川、波瀬川等の概要(1/2)

河川区間:雲出川水系中村川等の計9河川  
※国土交通大臣による指定手続き:中村川、波瀬川等(計8河川)  
三重県知事による指定手続き:赤川(1河川)  
流域面積:約125km<sup>2</sup>(津市の一部、松阪市の一部)  
※中村川流域:約86km<sup>2</sup>、波瀬川流域:約31km<sup>2</sup>、赤川流域:約8km<sup>2</sup>



- 凡例
- 指定を行おうとする河川(国管理)
  - 指定を行おうとする河川(県管理)
  - 指定を行おうとする河川の流域(中村川)
  - 指定を行おうとする河川の流域(波瀬川)
  - 指定を行おうとする河川の流域(赤川)
  - 雲出川流域界
  - 行政界



# 雲出川水系中村川、波瀬川等の概要(2/2)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名		区間	
		上流端	下流端
国土交通大臣指定	なかむらがわ 中村川	三重県松阪市嬉野上小川町字大広1463番地先	雲出川への合流点
	こまがえりがわ 駒返川	三重県松阪市嬉野島田町字焼野2365番地先	中村川への合流点
	おおたにがわ 大谷川	三重県松阪市嬉野薬王寺町字奥田1217番地先	中村川への合流点
	いおきがわ 井置川	左岸: 三重県松阪市嬉野矢下町字小坂893番2地先 右岸: 三重県松阪市嬉野矢下町字松川原1114番地先	中村川への合流点
	いわくらがわ 岩倉川	三重県松阪市与原町字森ノ上990番地先	中村川への合流点
	いぶたがわ 飯福田川	三重県松阪市後山町字新道804番2地先	中村川への合流点
	ゆのはらがわ 柚原川	三重県松阪市柚原町字柏原1365番1地先	中村川への合流点
	はぜがわ 波瀬川	三重県津市一志町波瀬字広垣内7136番1地先	雲出川への合流点
指知事 三重県	あかがわ 赤川	左岸: 津市一志町小山字新中野1508番地先 右岸: 同市同町小山同字1518番地先	雲出川への合流点

## 雲出川水系赤川の特定都市河川指定に向けて流域の自治体への意見聴取を実施します。

○三重県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雲出川水系赤川の特定都市河川指定に向けて、流域の自治体への意見聴取を実施します。




・気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」）が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に全面施行となりました。

・三重県では、雲出川水系赤川を特定都市河川に指定し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を活用し、「流域治水」の取組を進めていくこととしています。

・このたび、法第3条第9項の規定に基づき、一級河川雲出川水系赤川の流域を区域に含む津市及び松阪市の長への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

・また、国土交通省が雲出川水系赤川に隣接する雲出川水系中村川ほか7河川においても、法第3条第8項の規定に基づき、関係者への意見聴取の手続きを開始しています。

### ■ 関連資料

- 法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践(PDF(\*\*B)) 
- 雲出川水系赤川の概要(PDF(\*\*B)) 
- (国土交通省記者発表資料) 雲出川水系中村川等の特定都市河川指定に向けて流域の自治体等への意見聴取を実施します。(PDF(\*\*B)) 

### 本ページに関する問い合わせ先

#### 三重県 県土整備部 河川課 河川計画班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁5階）

電話番号：059-224-2682 ファクス番号：059-224-2684 メールアドレス：[kasen@pref.mie.lg.jp](mailto:kasen@pref.mie.lg.jp)